

特記仕様書

1 (適用範囲)

この特記仕様書は、「平成 27 年度 都市公園管理運営事業 相模原公園 施設管理 警備業務(長期継続契約)」を適切に実施するため工事等業務共通仕様書とともに請負者(受託者)が遵守しなければならない事項を示すものである。

2 (目的)

本工事等業務は、業務区域内の犯罪被害防止、事故防止及び来園者・施設等の安全確保を目的として行うものである。

3 (業務区域)

県立相模原公園全域(相模原市下溝・麻溝台)面積 26.0 ha(以下「公園区域」という)
※横浜水道みち(相模原公園隣接箇所)を含む

4 (業務期間)

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

5 (業務日時及び数量)

警備員の配置は次のとおりとする。

※詳細は、「勤務体制表」(別紙-1)を参照すること。

1) 夜間巡回警備

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで(1,826 日間)

16 時 00 分～翌日 8 時 30 分(2 人／日)

なお、警備員は業務に支障を来たさないよう配慮の上、それぞれ深夜 4 時間の仮眠をとることが出来る。

2) 昼間巡回警備

毎年度 12 月 29 日から 1 月 3 日まで(30 日間)

9 時 00 分～16 時 00 分(2 人／日)

3) 催事時警備

発注者が別に指示する日(計 25 日)

9 時 00 分～16 時 00 分(4 人／日)

6 (業務内容)

1) 警備員の業務は、次のとおりとする。ただし、催事時警備を除く。

- ① 公園内の定期巡回警備及び臨時巡回警備
- ② 園内での不法行為者・不法占拠者・不審者の発見及び排除
- ③ 不審物の発見
- ④ 次に挙げる行為を行っている来園者への利用指導。なお、個別の内容については別に指示する。
 - ・ 法令で禁止されている行為
 - ・ 法令によらず業務区域で独自に定められている利用ルールに反する行為
 - ・ その他危機行為又は公園の設置目的に反する行為
- ⑤ 公園施設の施錠確認及び異常の有無の確認
- ⑥ 園路灯及び各施設の点灯・消灯状況の確認
- ⑦ 園内灯の点灯・消灯の操作（点灯：日没前、消灯：22時）
- ⑧ 緊急時・事故発生時・災害時等の際の関係各方面への通報・連絡及び初期防護
- ⑨ 来園者への軽易な対応（利用案内、遺失物・拾得物の取り扱い等）
- ⑩ 園内に設置されている門扉の開閉
- ⑪ 年末年始期の昼間は當時最低1名公園管理事務所に駐在し、来園者及び電話の対応を行うこと。
- ⑫ その他発注者が指示した業務

2) 催事時警備における業務は、来園者の誘導及び案内を主とするが、詳細はその都度指示する。

7 (定期巡回警備)

定期巡回警備の経路は、原則として「定期巡回経路」（別紙-2）に基づくこととする。

定期巡回区域の他特別巡回区域を設ける場合が有り、コース設定の変更等監督者と協議の上監督者の指示により実施すること。

8 (臨時巡回警備)

次の場合は、臨時に巡回警備を実施すること。

- ① 勤務期間中に震度5弱以上の地震が発生した場合
- ② 職員の指示があった場合
- ③ 来園状況及び来園者等からの苦情・申し出等により、臨時に巡回の必要があると警備員が判断した場合

9 (巡回経路)

- 1) 公園区域内における定期巡回警備の経路は、次のとおりとする。
 - ①定期巡回警備のうち区域内全域を対象にする巡回は、請負者が作成し職員が承認した経路（以下「通常巡回経路」という）により行う。
 - ②定期巡回警備のうち発注者が指定した箇所のみを対象とする巡回は、任意の経路により行う。
 - ③臨時巡回警備のうち震度5弱以上の地震発生により実施する巡回は、通常巡回経路により行う。
 - ④臨時巡回警備のうち職員の指示又は警備員の判断により実施する巡回は、任意の経路により行う。
- 2) 通常巡回経路は、次の条件をすべて満たしていること。
 - ①巡回所要時間は1時間30分程度を目安とする。
 - ②3つ以上の経路を作成すること。
 - ③各経路とも、発注者が定めた箇所及び園路を全て巡回できること。
- 3) 通常巡回経路により巡回する場合は、同じ経路が連続しないこと。
(夜間巡回警備と昼間巡回警備の間を含む)

10 (門扉の開閉)

- 1) 門扉の開閉時間は次のとおりとする。

名称	開門時間	閉門時間
グリーンハウス管理事務所裏	7時	18時
公園駐車場	7時	19時
ドッグラン関係者駐車場	別途指示する	

- 2) 閉門前に、残留者及び残留車両がないことを十分確認すること。
- 3) 公園駐車場については、閉門前に予告放送を2回以上実施すること。この時、1回目放送と2回目の放送の間隔は15分以上あけること。

11 (警備員の所持品)

警備員には勤務中常時連絡が取れるよう、携帯電話等を所持させること。

12 (待機場所)

- 1) 巡回時間以外の待機場所は、公園管理事務所とする。
- 2) 待機場所には、巡回時間中でも常時最低1名を待機させること。

1.3 (業務の報告)

警備員は、日々の業務が終了した際に速やかに警備報告書（別紙-3）により職員に報告を行うこと。

1.4 (請負者による巡回)

請負者（警備責任者又はその代理の者）は、定期的に警備員の勤務時間中に巡回し警備員の監督・指導を行うこと。巡回の間隔は次のとおりとする。

- ① 月1回以上実施すること。
- ② 間隔が3週間を超えないこと。

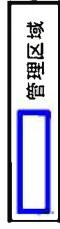
1.5 (その他請負者の責務)

- 1) 業務上の理由により発注者が求めた場合は、速やかに警備員を交代させること。
- 2) 1ヶ月間の勤務予定表を前月25日までに提出すること。また、警備員に変更のあった時は速やかに変更後の勤務予定表を提出すること。

平成27年度 県立相模原公園警備業務 勤務体制表

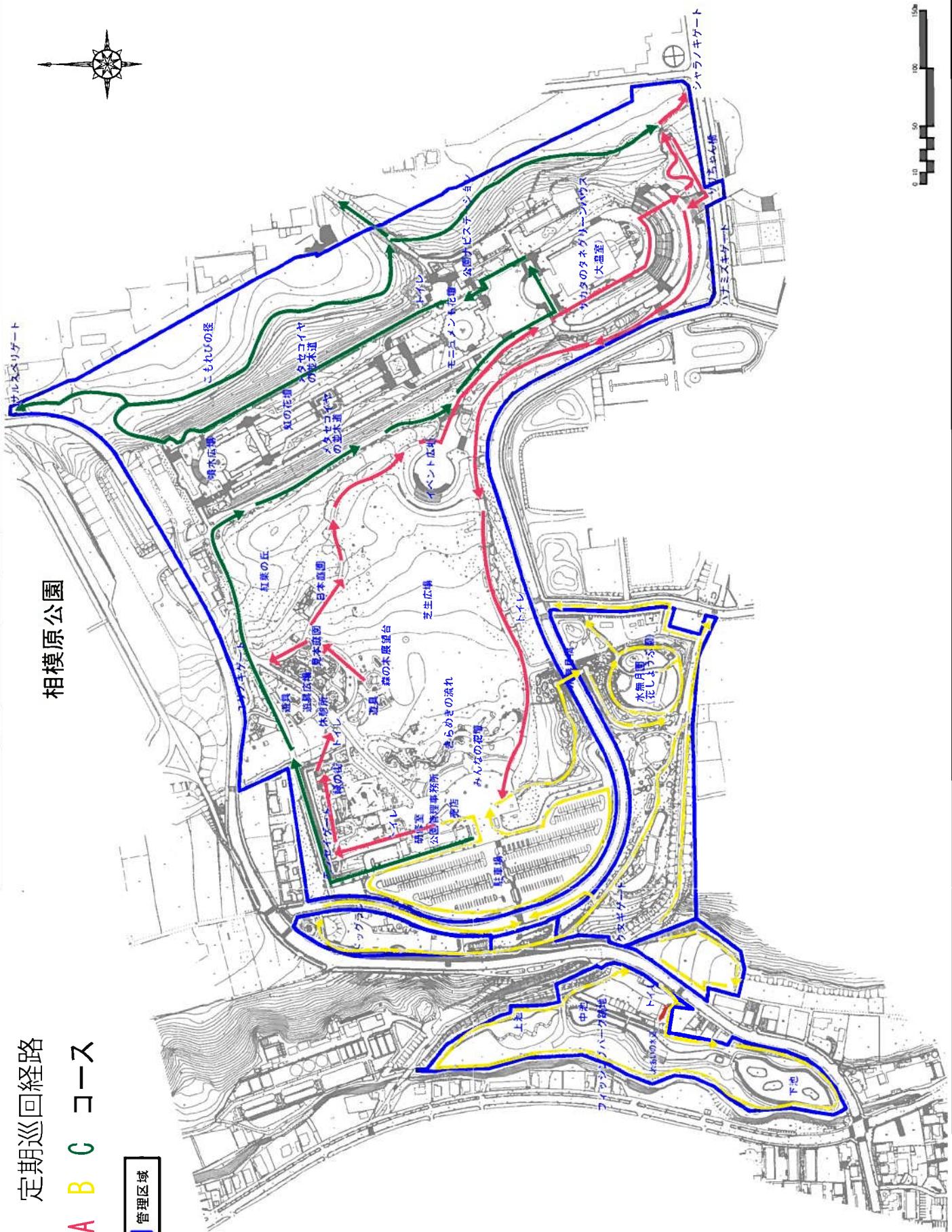
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	時間数
拘束時間 16:00～9:00 実働時間 (仮眠0:00～4:00)																										12.5時間
通常夜勤																										4時間
日勤基礎単価 時間単価 時間外割増 深夜割増																										8時間 4.5時間 4.5時間 3時間
拘束時間 9:00～16:00 実働時間 年始年終事務時間 (日勤基礎単価) (時間単価)																										7時間 8時間 ▲1時間

別紙2 定期巡回経路
巡視 A B C コース



管理区域

相模原公園



県立相模原公園

警備報告書

園長	副園長	園長	園長	園長	園長

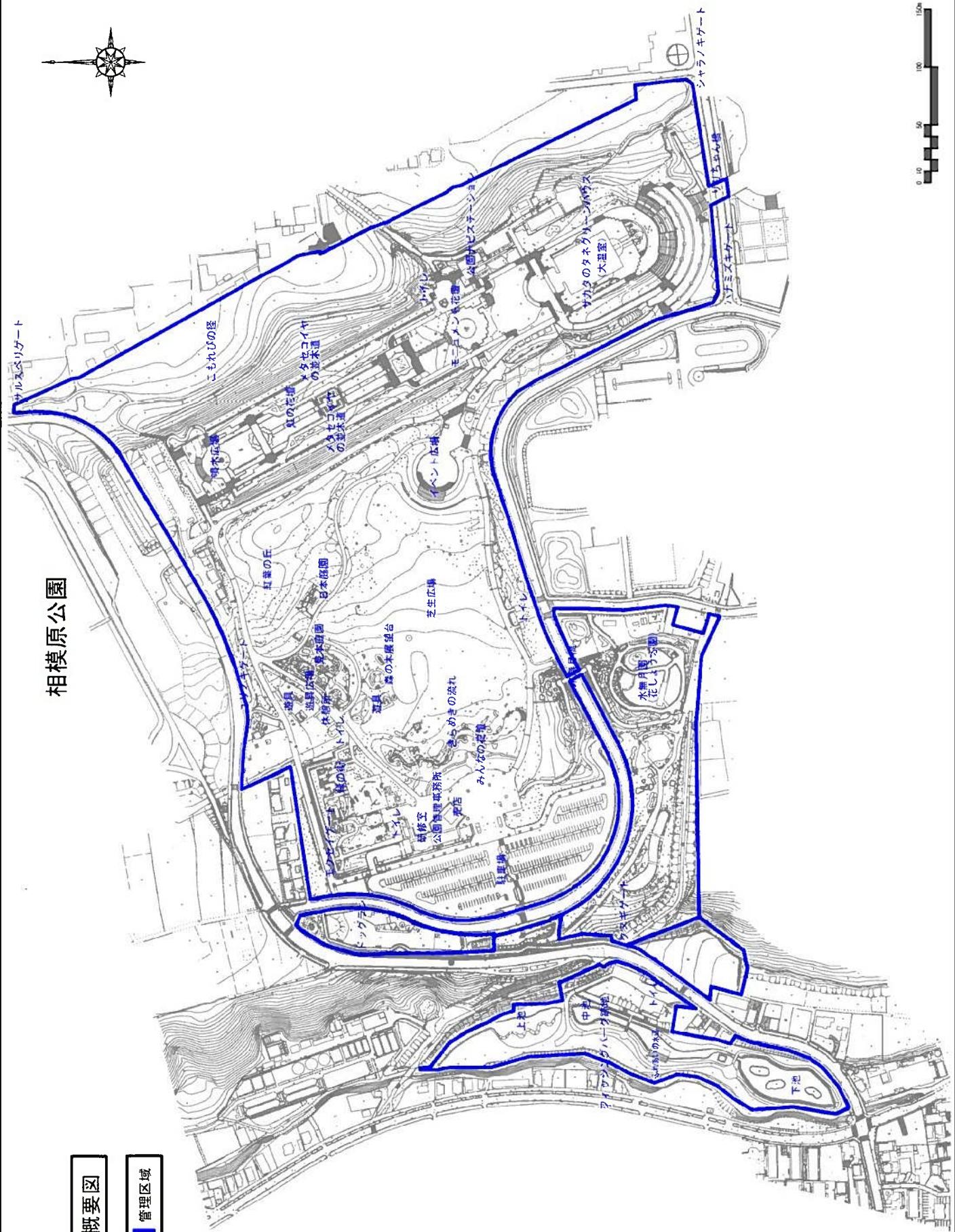
勤務日時	年	月	日	時	分から	天候:	巡回点検箇所					
							施設名	状況	施設名	状況	施設名	状況
定期巡回	平成 年	月	日	時	間	経路	管理事務所・研修室(建物)		紅葉の丘周辺			
第1回	時	分~	時	分			管理事務所・研修室(周辺)					
第2回	時	分~	時	分			売店		サルスベリゲート周辺			
第3回	時	分~	時	分			サカタのタネグリーンハウス		キャラノキゲート周辺			
第4回	時	分~	時	分			グリーンハウス管理事務所(建物)		芝生広場周辺			
第5回	時	分~	時	分			グリーンハウス管理事務所(周辺)		水無月園・水無橋周辺			
臨時巡回	時	間					巡回箇所	理由	ドップラン周辺			
第1回	時	分~	時	分			森の木展望台		駐車場周辺			
第2回	時	分~	時	分			休憩所・北トイレ		こもれびの径(北側)			
第3回	時	分~	時	分			東トイレ		横浜水道路			
第4回	時	分~	時	分			南トイレ		看板・車止(各箇所)			
犬放し飼い注意	夕方	人					西トイレ		園路灯(各箇所)			
犬立ち入り注意	朝	人					緑の街周辺		水飲み場(各箇所)			
夜間来園者	第2回	人					ユリノキゲート・遊具広場周辺		あづまや(各箇所)			
	第3回	人					見本庭園周辺		その他施設(各箇所)			
	ホームレス	人					噴水広場		その他園内(各箇所)			

警備員氏名: _____ 印 _____
 警備員氏名: _____ 印 _____

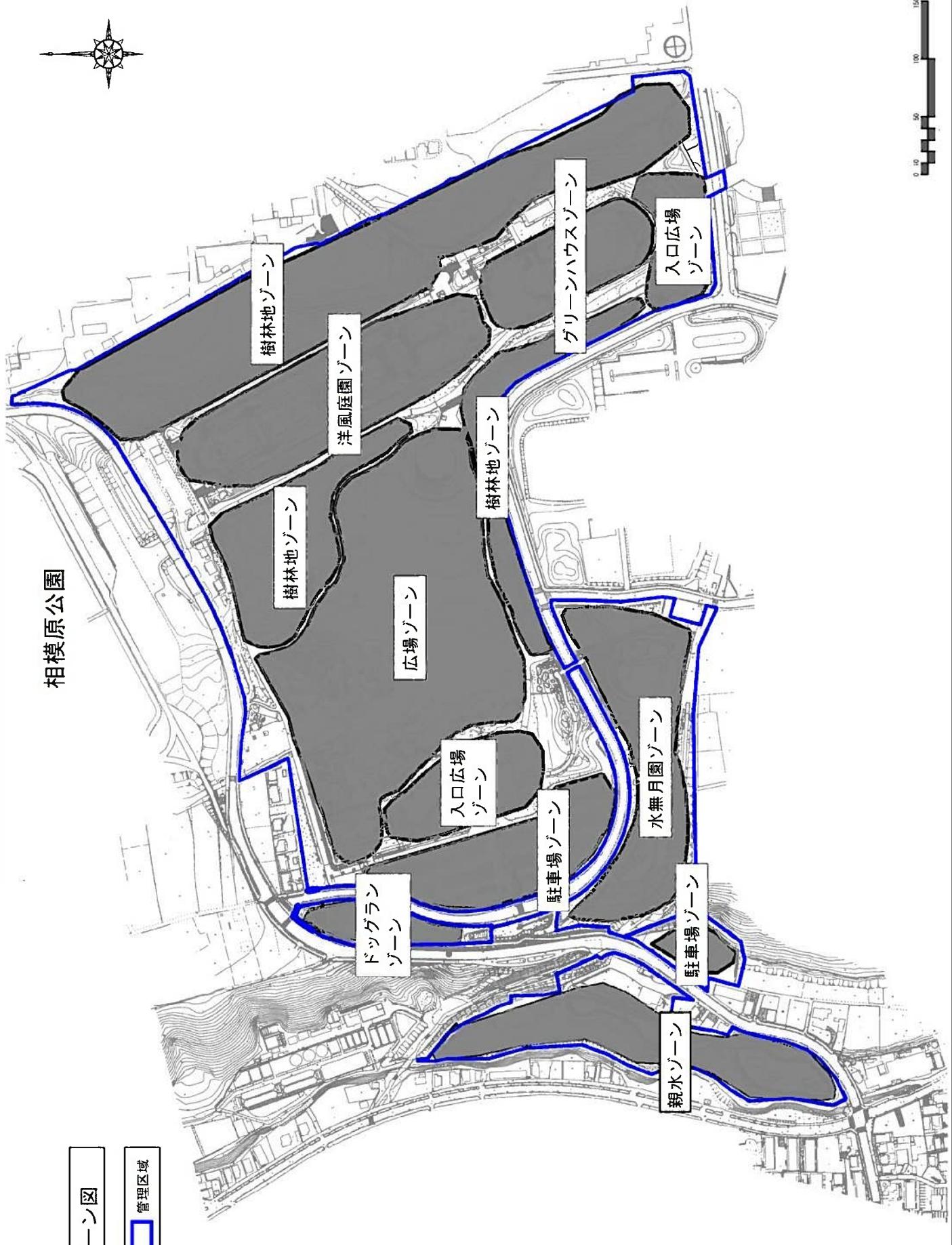
公園概要図

管理区域

相模原公園



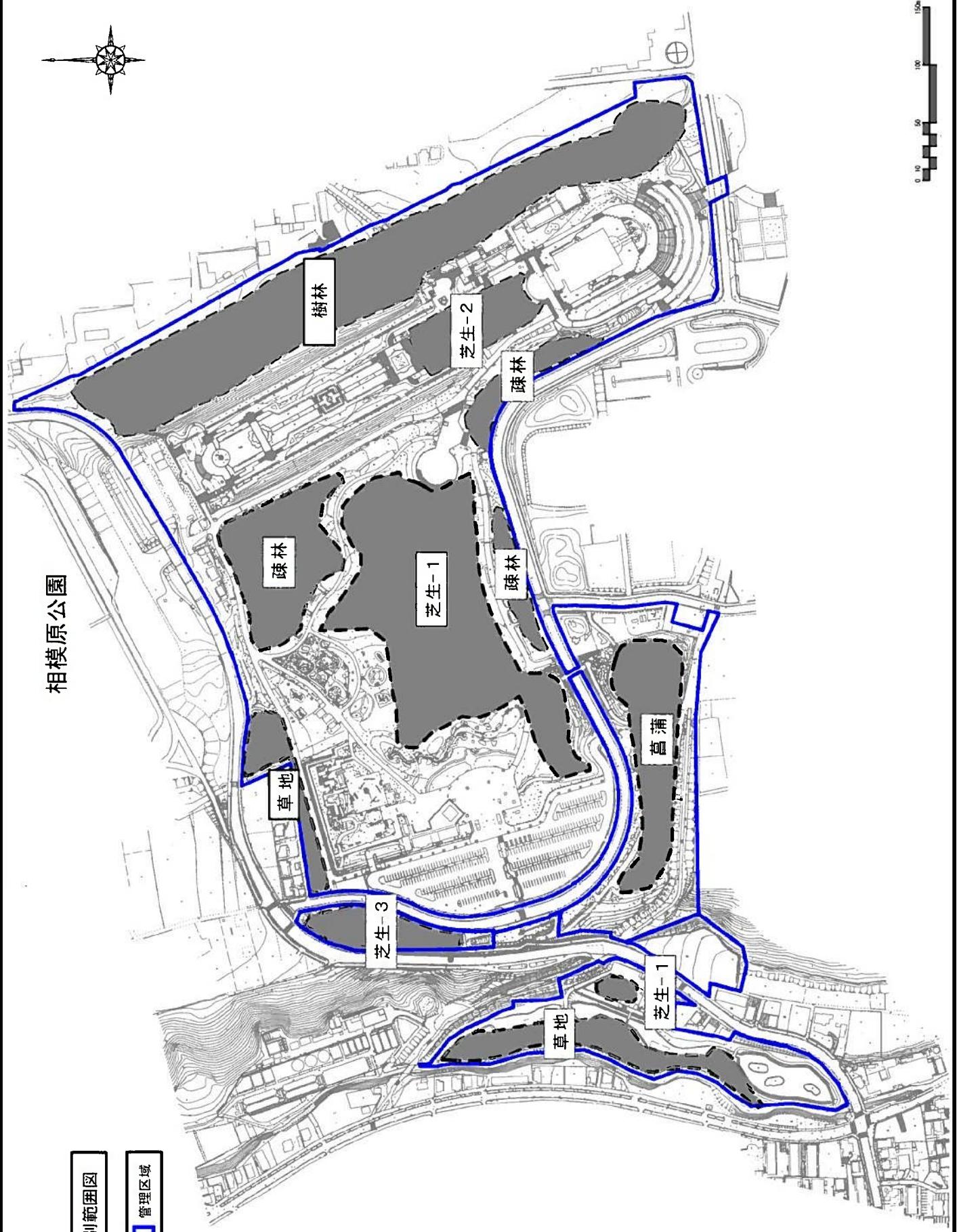
相模原公園



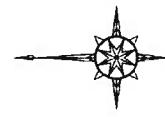
相模原公園

種目別範囲図

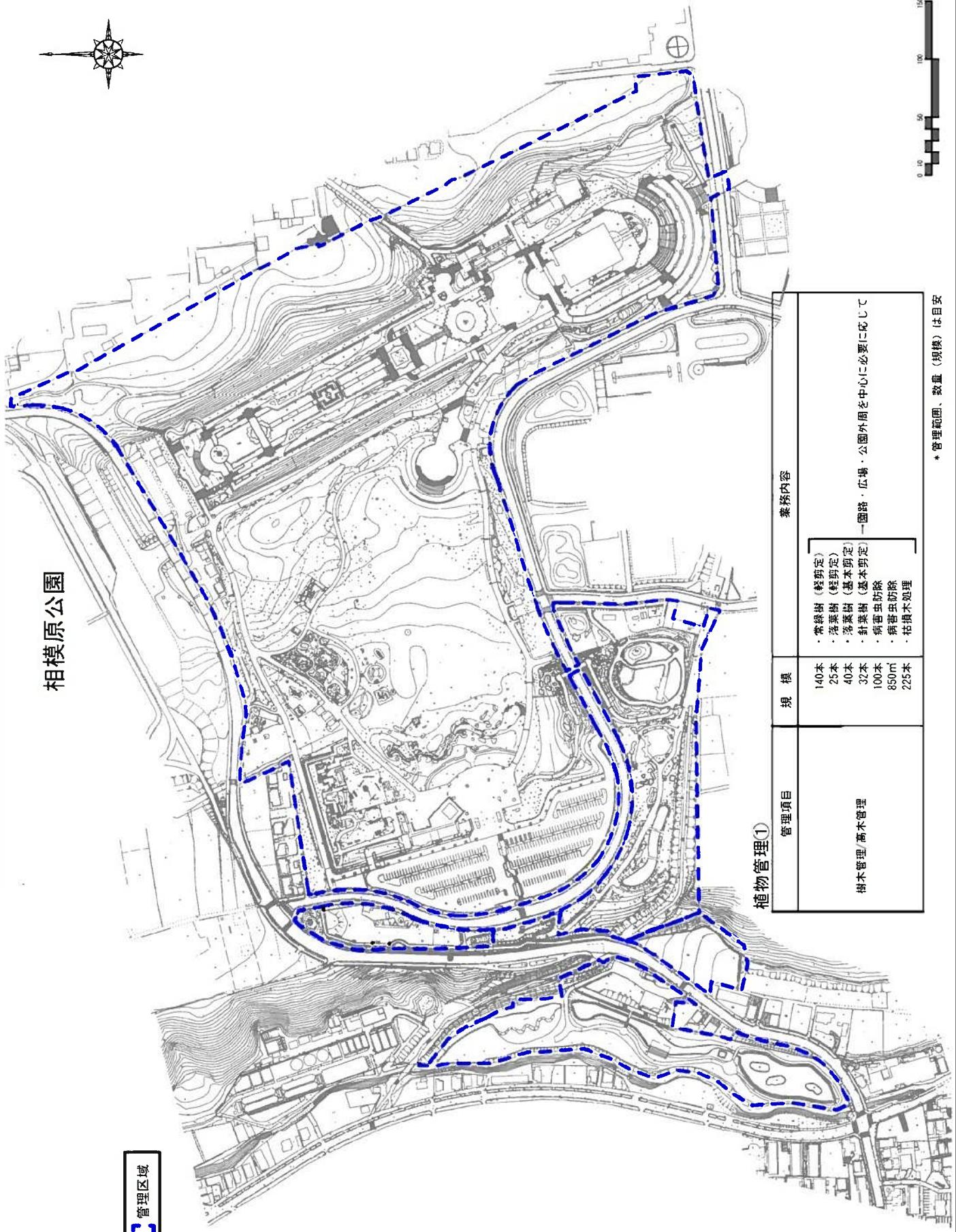
管理区域



相模原公園



管理区域
■



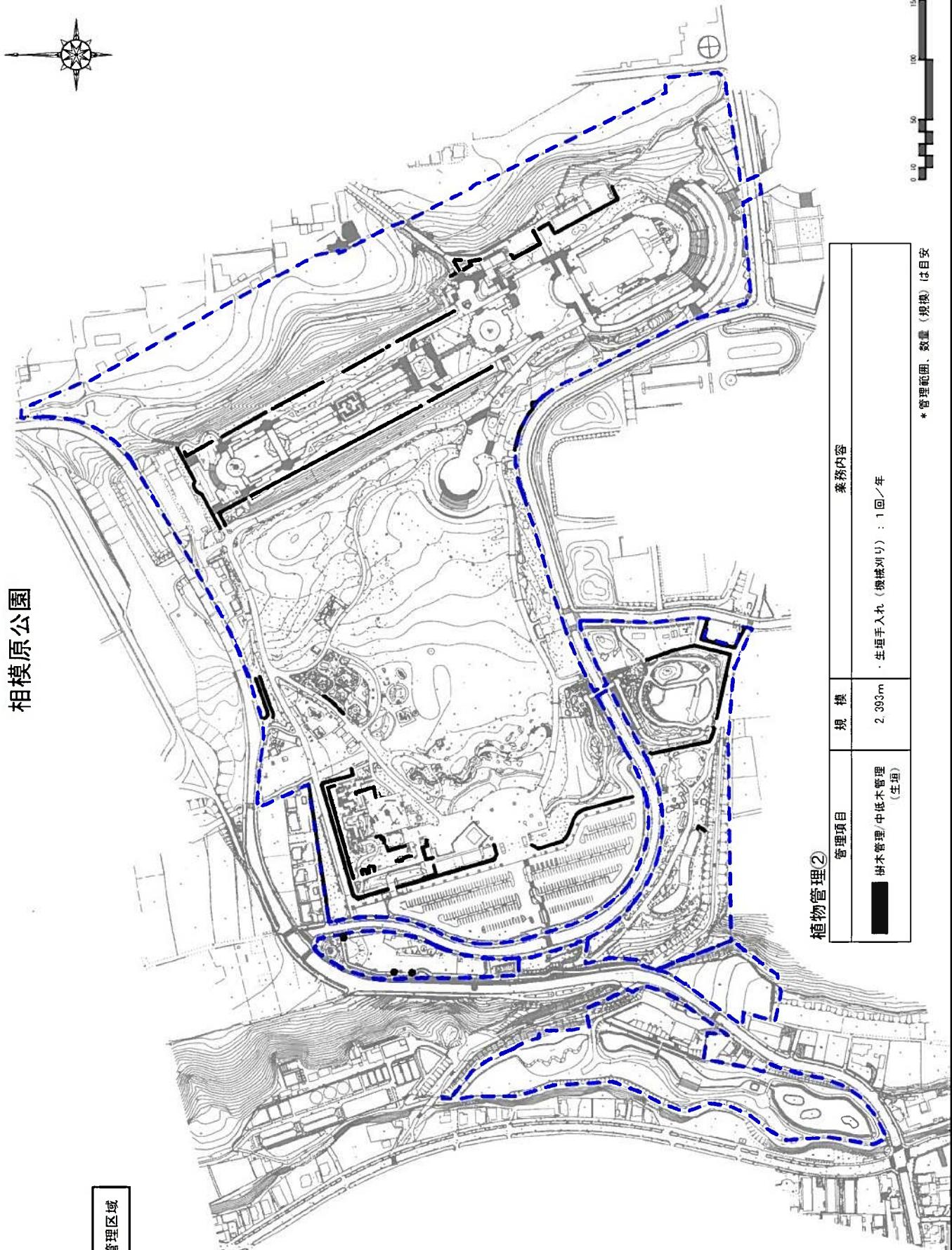
植物管理①

管理項目	規 模	業務内容
樹木管理/高木管理	140本 25本 40本 32本 100本 850m ² 225本	・常緑樹 (整剪定) ・落葉樹 (整剪定) ・落葉樹 (基本剪定) ・針葉樹 (基本剪定) ・病害虫防除 ・病害虫防除 ・枯損木処理

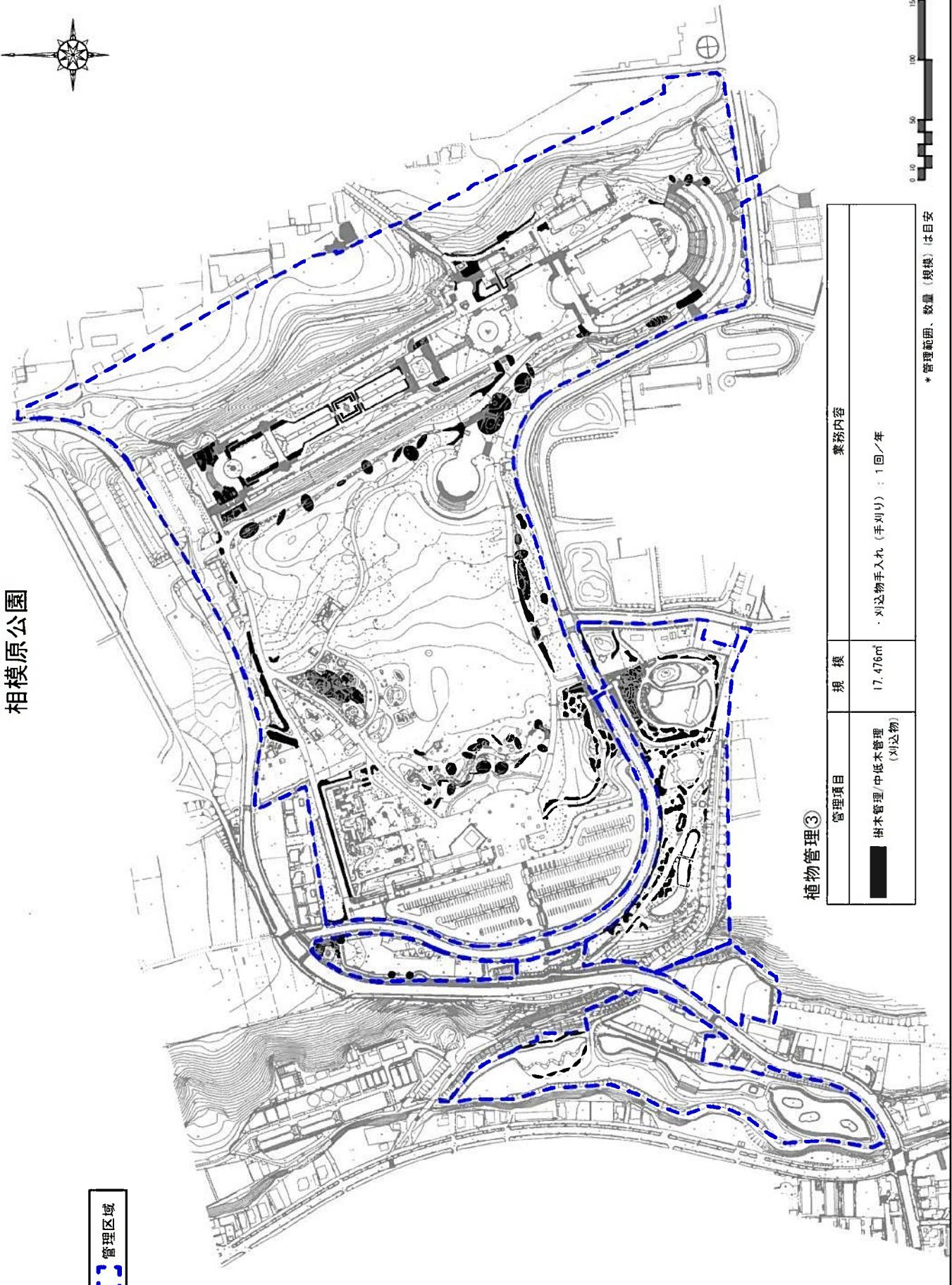
* 管理範囲、数量（規模）は目安

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100

相模原公園



相模原公園



相模原公園

